

## <事業者の皆様へ>従業員等に新型コロナウイルス 感染症の感染が確認された時は

### 1. すぐやること

- 感染が判明した者は『自宅待機』とします。 (医療機関から発生届が提出された後、本人には保健所から連絡がいきます)
- 職場では、必要に応じて2・3に記載されている内容を実施してください。

### 2. 施設の消毒

感染者が使用した可能性のある①、②の消毒をお願いします。

- ①手で触れる共有部分  
(ドアの取っ手やドアノブ、スイッチ、受話器等)
- ②トイレ(床、便器、便器の蓋、流水レバー、スイッチ等)



消毒方法の詳細はこちら↓



### 3. 接触者への対応等

オミクロン株の特徴を踏まえ、一般事業所は、自主的な感染対策の徹底により二次感染率は低いと考えられることなどから、原則として、**事業所での濃厚接触者の特定を行う必要はありません。**

感染者と接触があった人には、以下の点を周知してください。

- ・最終接触日から7日間は、高齢者など重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用、会食等は避ける
- ・症状が続く場合などには、医療機関を受診

※同居などの場合を除いて、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。

事業所内で感染者が発生した場合の対応等の詳細は、県ホームページを御確認ください。

静岡県 事業所 感染者



## よくある質問～もしも従業員がコロナになつたら編～

Q. 会社の従業員のうち1人が感染者となりました。会社内では基本的な感染対策はとっていましたが、会社としてどのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. 感染者については、保健所が指示する時期まで療養が必要となります。

なお、濃厚接触者に特定されなかった場合でも、他の従業員の体調管理を徹底し、体調不良時等には医療機関の受診を検討するよう御案内ください。

感染者が触れた場所等を消毒する場合、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」やアルコール消毒液が有効です。

Q. 新型コロナウイルスに感染した社員がいる場合、会社の消毒はどうしたらよいでしょうか。消毒費用等の助成制度はありますか？

A. テーブルやドアノブなど多くの人が手を触れる場所は、市販の塩素系漂白剤を次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるよう薄めたもの（※）やアルコールで拭いてください。

（※原液濃度5%の塩素系漂白剤の場合：5ml（キャップ1杯）を水500mlで希釈）

消毒費用については、一般事業所への助成制度はありません。

Q. 会社の従業員のうち1人が濃厚接触者と特定されました。会社内に感染者はいませんが、どのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. 現時点で特別な対応は不要です。引き続き一般的な感染予防対策を徹底し、体調不良の従業員がいる場合には医療機関の受診を検討するよう御案内ください。なお、濃厚接触者に対する検査は保健所が必要と判断した場合のみ行います。

Q. 感染者の療養終了後の職場復帰にあたって、陰性証明などは必要ですか？

A. 国が定めた基準を満たして療養を終了した方については、他者に感染させる可能性がほとんどないことから、**陰性証明は不要**です。

また、職場復帰に際しての再検査や陰性証明を保健所が行うことはありません。医療機関の業務負担にもなっていますので、職場復帰にあたり、従業員に検査や陰性証明を求めることがないようお願いします。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。  
[https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq\\_top.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html)

